

検討経緯

- 令和3年8月から、新型コロナを踏まえた旅館業法に係る検討課題（宿泊拒否事由、宿泊者名簿等）、旅館業の事業承継、改正旅館業法の施行状況等について、旅館・ホテル事業者、患者等団体、障害者団体等の26団体からヒアリングを行いながら検討。今般、制度見直しの方向性を取りまとめ。

感染症まん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化、差別防止の更なる徹底

- 新型コロナの感染が継続する中、今後も旅館・ホテルでの新型コロナ等のまん延を防止し、宿泊者や従業員の健康・安全を確保するため、現場に即した柔軟な感染症対策が行えるよう必要な措置を検討すべきという指摘。一方で、平成15年にハンセン病元患者であることを理由とする宿泊拒否事件が発生した際、旅館業法第5条を根拠に行政処分が行われたこと等を踏まえ、慎重な検討が求められる。
 - ※ 旅館業の営業者は、「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」(旅館業法第5条第1号)等を除き、宿泊を拒んではならない。発熱等の症状があることのみをもっては宿泊を拒否できない。
- 以下について、本検討会の全ての構成員の認識が共通していることを改めて確認。
 - ・ 旅館・ホテルは、今後とも、**宿泊を必要とする者が安心して利用できる安全な宿泊の場であるべき**
 - ・ 旅館・ホテルでは、今後とも、**患者等や障害者への差別をはじめ、不当な差別が行われてはならない**
 - ・ 以上のことは、旅館業法だけでなく、他の制度や施策、関係者の取組等が相まって社会全体として実現
- 厚生労働省において、今回の見直しは、関係者の意見を聞きながら、以下のような案を中心に、調整を進めていくべき。

I. 感染症まん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化（1及び3はパンデミック等の際にのみ発動）

1. **発熱等の感染症（感染症法に規定する1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に限る）の症状を呈する者を直ちに宿泊拒否できるようにはしないが、これらの者には、旅館業の営業者から、医療機関の受診や関係機関との連絡・相談、旅館・ホテル滞在中の感染対策として厚生労働大臣が定めるものを要請できるようにし、正当な理由（注）なく応じない場合は宿泊拒否を可能とする。**

（注）医療機関が診療時間外であるとき、がん等で発熱していると想定されるとき等を想定
2. **第5条第1号について「1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症の患者」と規定する。**
3. 1のほか、**旅館業の営業者は宿泊客に対して、必要な感染対策として厚生労働大臣が定めるものを要請することができるようにし、正当な理由なく応じない場合は宿泊拒否を可能とする。**

II. 差別防止の更なる徹底

- ・ **旅館業の営業者の努力義務に「従業員の研修」を加えることにより、差別防止を更に徹底する。**

III. その他

- ・ 「迷惑客」、「旅館・ホテルの合理的な負担の範囲を超える利用」等の過重な負担であって対応困難なものを繰り返し求められたときに宿泊拒否を可能とする。
- 旅館・ホテルは、宿泊を必要とする者が、不当な差別を受けることなく、安心して利用できる安全な宿泊の場であることを、社会全体として今後とも実現できるよう、今後の社会情勢も見ながら、他の制度や施策、関係者の取組、法的な課題も含め、不断に検討を深めていくべき。

事業承継手続の整備等

- （事業承継手続の整備）
- 「旅館業の事業譲渡を受けた法人又は個人が、その事業譲渡について都道府県知事等の承認を受けたときは、営業者の地位を承継する」といった、**相続等の場合と同等の事業承継の手続簡素化に関する規定を新たに設ける**方向で検討すべき。

（宿泊者名簿の記載事項）

- 感染対策上保健所等に必要とならない情報である「**職業**」は削除し、必要な情報である「**連絡先**」を追加する方向で検討すべき。

（改正旅館業法の施行状況）

- 全体として、旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案数等が継続的に減少するなど、**改正法の施行状況は概ね順調と評価**。引き続き、こうした数値や関係者の意見等の把握及び関係機関と連携した取組を続けていくべき。